

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正

1 基本指針の見直しについて

▽「基本指針」(厚生労働大臣告示)は、**障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等**を定めるもの

▽都道府県・市町村は、基本指針に則して3か年の「**障害福祉計画**」及び「**障害児福祉計画**」を策定。計画期間はR3～5年度

改正の主なポイント

▽基本理念に係る事項の見直し

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・障害福祉人材の確保
- ・障害者の社会参加を支える取組

▽成果目標に係る事項の見直し

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障害児支援の提供体制の整備等(障害児通所支援等の地域支援体制の整備)
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障害福祉サービス等の質の向上

成果目標 (計画期間が終了するR5年度末の目標)

| 項目 | 内容 |
|-----------------------------------|---|
| 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | ・地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減 |
| 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | ・精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上(新) ・精神病床の1年以上入院患者数10.6万人～12.3万人に ・退院率: 3ヵ月後69%以上, 6ヵ月後86%以上, 1年後92%以上 |
| 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証, 検討 |
| 福祉施設の利用者の一般就労への移行等 | ・一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍 うち移行支援事業: 1.30倍, 就労A型: 1.26倍, 就労B型: 1.23倍(新) ・就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち, 7割以上の利用(新) ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新) |
| 障害児支援の提供体制の整備等 | ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置 ・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新) ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所, 放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保 ・医療的ケア児支援の協議の場(都道府県, 圏域, 市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新) |
| 【新】相談支援体制の充実・強化等 | ・各市町村又は各圏域で, 相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保 |
| 【新】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | ・各都道府県や各市町村において, サービスの質の向上を図るための体制構築 |

2 県計画で定める内容

| 事項 | 備考 |
|---|-----------------|
| (1) 障害福祉計画等の基本的理念等 | 定めることが望ましい |
| (2) 区域の設定 | 〃 |
| (3) 提供体制の確保に係る目標(成果目標・活動指標) | 定めなければならない |
| (4)-① 支援の種類ごとの必要な量の見込み | 〃 |
| (4)-② 必要な見込量の確保のための方策 | 定めるよう努めなければならない |
| (5) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策 | 定めることが望ましい |
| (6) 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数 | 定めなければならない |
| (7) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 | 〃 |
| (8) 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置 | 定めるよう努めなければならない |
| (9) 関係機関との連携に関する事項 | 定めるよう努めなければならない |
| (10) 障害福祉計画等の期間 | 定めることが望ましい |
| (11) 障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価 | 〃 |

3 策定の進め方

- ▽ 障害福祉計画と障害児福祉計画を**一体の計画として策定する**(法で認められている)
- ▽ **市町村計画との整合性**を図りつつ, 以下のプロセスに基づき策定作業に取り組む

障害福祉計画の策定プロセス

- R2.5.19 国の基本的な指針の告示
- R2.6.17 市町村計画担当者会議の開催(国指針の内容説明・スケジュール感)
- 本日** **第5期計画進捗状況及び国の基本指針の改正について【第1回施策協】**
- 8月下旬 市町村計画における成果目標・活動指標(暫定値)の照会
- 9月上旬 **県計画の成果目標設定の考え方について【第2回施策協】**
- 11月中旬 **県計画(中間案)について【第3回施策協】**
- 12月上旬 県計画(中間案)に関するパブリックコメント(約1か月間)
- R3.1月 市町村計画における成果目標・活動指標(最終値)に関する照会
- 2月** **県計画(最終案)について【第4回施策協】**